

表4 水質管理において必要な水質検査(水質基準項目)

水 質 項 目	原 水		浄 水	検査回数を定めた理由
	各井戸 (水源)	給水場入口	給水場出口	
一般細菌	年1回	年1回	—	安全性及び性状の確認のため
大腸菌	年1回	年1回	—	
カドミウム及びその化合物	年1回	年1回	—	
水銀及びその化合物	年1回	年1回	—	
セレン及びその化合物	年1回	年1回	—	
鉛及びその化合物	年1回	年1回	—	
ヒ素及びその化合物	年1回	年1回	—	
六価クロム化合物	年1回	年1回	—	
亜硝酸態窒素	年1回	年1回	—	
シアン化物イオン及び塩化シアン	年1回	年1回	—	
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回	年1回	—	
フッ素及びその化合物	年1回	年1回	—	
ホウ素及びその化合物	年1回	年1回	—	
四塩化炭素	年1回	年1回	—	
1, 4-ジオキサン	年1回	年1回	—	
シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	年1回	年1回	—	
ジクロロメタン	年1回	年1回	—	
テトラクロロエチレン	年1回	年1回	—	
トリクロロエチレン	年1回	年1回	—	
ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	年1回	—	—	
ベンゼン	年1回	年1回	—	
塩素酸	—	—	—	
クロロ酢酸	—	—	—	
クロロホルム	—	—	—	
ジクロロ酢酸	—	—	—	
ジブロモクロロメタン	—	—	—	
臭素酸	—	—	—	
総トリハロメタン	—	—	—	
トリクロロ酢酸	—	—	—	
ブロモジクロロメタン	—	—	—	
ブロモホルム	—	—	—	
ホルムアルデヒド	—	—	—	
亜鉛及びその化合物	年1回	年1回	—	
アルミニウム及びその化合物	年1回	年1回	—	
鉄及びその化合物	年1回	年1回	—	
銅及びその化合物	年1回	年1回	—	
ナトリウム及びその化合物	年1回	年1回	—	
マンガン及びその化合物	年1回	年1回	—	
塩化物イオン	年1回	年1回	—	
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	年1回	年1回	—	
蒸発残留物	年1回	年1回	—	
陰イオン界面活性剤	年1回	年1回	—	
ジェオスミン	年1回	—	—	
2-メチルイソボルネオール	年1回	—	—	
非イオン界面活性剤	年1回	年1回	—	
フェノール類	年1回	年1回	—	
有機物質(全有機炭素(TOC)の量)	年1回	年1回	—	
pH値	年1回	年1回	—	浄水処理の確認のため
味	—	—	—	
臭気	年1回	年1回	—	
色度	年1回	年1回	—	
濁度	年1回	年1回	—	

各採水地点は次のとおり。

各 井 戸 第1給水場系井戸(8本)、第2給水場系井戸(9本)※1-7号井戸及び2-6号井戸は休止中のため水質検査は行いません。

給水場入口 第1給水場着水井、第2給水場着水井

給水場出口 第1給水場配水、第2給水場配水、第4給水場配水